

城内博	化学物質の安全について 考える	日本大学公開市民 講座	3月5日		2011
-----	--------------------	----------------	------	--	------

#### 翻訳書出版

- ・ 英和対訳 危険物輸送に関する勧告 モデル規則 第15改訂版、化学工業日報社、2009
- ・ 英和対訳 最新 OECD 毒性試験ガイドライン、化学工業日報社、2010
- ・ 英和対訳 危険物輸送に関する勧告 試験方法及び判定基準に関するマニュアル 第4版、化学工業日報社、2010
- ・ 英和対訳 化学品の分類と表示に関する世界調和システム 改訂3版、化学工業日報社、2010
- ・ 英和対訳 最新 OECD 毒性試験ガイドライン 追録版、化学工業日報社、2011

#### GHS ウェブサイトの開設

<http://jonai.medwel.cst.nihon-u.ac.jp/>

# 資料1

## 第15回国連経済社会理事会 GHS 専門家小委員会 報告書

日時：2008年7月9日（午後）～11日

場所：国連欧州本部（ジュネーブ）

項目	段落
I. 参加者 .....	1 - 6
II. 議事次第の承認 (議題 1).....	7
III. GHS の改訂作業 (議題 2).....	8- 52
A. 物理化学的危険性 .....	8 - 18
B. 健康有害性 .....	19 - 33
C. 環境有害性 .....	34 - 47
D. 附属書 .....	48 - 52
IV. 危険有害性情報の伝達 (議題 3).....	53 -56
V. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発 (議題 4).....	57 - 61
VI. GHS の実施 (議題 5).....	62 - 84
A. 政府あるいは機関からの報告 .....	62 - 69
B. その他 .....	70 - 84
VII. キャパシティビルディング (議題 6).....	85 - 91
VIII. その他 (議題 7).....	92 - 96
IX. 報告書案の採択 (議題 8).....	97

### 附属書

1. GHS 改訂 2 版の修正案.....
2. GHS 改訂 2 版の修正.....

\*\*\*\*

## I. 参加者

1. 第 15 回 GHS 専門家小委員会が、議長 Ms. Kim Headrick (Canada)、副議長 Mr. Roque Puiatti (Brazil)の下、2008 年 7 月 9 日（午後）～11 日に開催された。

2. 以下の国々から専門家が参加した： Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, China, Denmark, Finland, France, Germany, Ireland, Italy, Japan, Netherlands, Norway, Qatar, South Africa, Spain, Sweden, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and United States of America.

3. 経済社会理事会の規則 72 に基づき以下の国々がオブザーバーとして参加した： Jamaica, Kenya, Lao People's Democratic Republic, Republic of Korea, Slovenia, Switzerland, Thailand, and Viet Nam.

4. 以下の代表も参加した： the United Nations Institute for Training and Research (UNITAR) and of the following specialized agencies were present: International Labour Organization (ILO), International Maritime Organization (IMO) and World Health Organization (WHO).

5. 以下の国際機関も参加した： European Commission and Organization for Economic Co-operation and Development (OECD).

6. 以下の NGO (non-governmental organization) が参加した： Association of European Adhesive and Sealant Manufacturers (FEICA); Compressed Gas Association (CGA); Croplife International, Dangerous Goods Advisory Council (DGAC), European Chemical Industry Council (CEFIC), European Council of Paint, Printing Ink and Artists Colours Industry (CEPE), European Industrial Gases Association (EIGA), Industrial Federation of Paints and Coats of Mercosul (IFPCM), International Association of the Soap, Detergent and Maintenance Products Industry (AISE), International Confederation of Plastics Packaging Manufacturers (ICPP), International Council of Chemical Associations (ICCA), International Fireworks Association (IFA), International Organization for Standardization (ISO), International Paint and Printing Ink Council (IPPIC), International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA), Institute of Makers of Explosives (IME), Responsible Container Management Association of Southern Africa (RCMASA), Soap and Detergent Association (SDA) and US Fuel Cell Council (USFCC).

## II. 議事次第の承認（議題 1）

文書: ST/SG/AC.10/C.4/29 (暫定議題)  
ST/SG/AC.10/C.4/29/Add.1 (文書リスト及び注記)

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.1 (文書リスト)  
UN/SCEGHS/15/INF.2 (議題ごとの文書リスト)

7. 小委員会は、非公式文書 INF.1 から INF.44 を勘案し修正した暫定議題を承認した。

### III. GHS の改訂作業（議題 2）

#### A. 物理化学的危険性

##### 1. 引火性液体

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/5 (Germany)  
非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.40 (Secretariat) (item 2.1 (e))

8. 小委員会は、TDG 専門家小委員会による GHS 文書 2.6 章の表 2.6.1 注記 2 の最初の行に「60°C を超えない」を挿入するという提案を支持した（附属書 1 参照）。提案は L.2 試験（Part 3, section 32 of the Manual of Tests and Criteria）は引火性液体区分 3 の可燃性を評価するだけのものであり、区分 4 には適用できないということを明確にするためのものであった。これにより区分 4 に対する適当な試験が無いという問題が明らかになり、この問題に関心のある専門家は提案を出すよう促された。

9. CEFIC の代表は、引火性液体区分 3 および 4 の分類に関する小委員会で合意された修正について関心を示し、次回会合に提案を出す発言した。

##### 2. 爆発性を有する化学物質

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/6 (Germany)  
非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.20 (Germany)  
UN/SCEGHS/15/INF.40 (Secretariat) (item 2.1 (a))

10. 爆発性評価の試験シリーズの修正案について、TDG 小委員会で支持が得られなかったことを踏まえ、ドイツの専門家はこの提案を取り下げた。

11. しかし彼女は、現在行われている試験シリーズの手順は輸送規則のために決められたものであり、したがって包装された物質や物品には適しているが、供給や使用のための分類には包装されていない化学物質（試験シリーズ 1 から 3）にだけ適用できる試験シリーズの簡単なものを導入したほうが良いと主張した。彼女は、分類の手順は 2 つの試験からなるであろう：一つは包装されていない化学物質用（供給および使用）、他は包装された化学物質用（輸送）でこれは変更なし（2.1 章、図 2.1.3 参照）、と説明した。さらに、爆発可能性の事前試験のために小さい試料を必要とすることから、試験シリーズ 3 から始めた方が良いであろうと付け加えた。

12. 彼女は、この問題を解決するために、将来的に小委員会に新しい提案を出すつもりであると述べた。

##### 3. 鈍感化火薬

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/9 (Netherlands)  
非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.40 (Secretariat) (item 2.1 (b))

13. 小委員会は鈍感化火薬の非公式グループの報告を確認し、第 34 回 TDG 会合では同グループが平行して会議を行うとの報告を受けた。

14. 小委員会は、両小委員会での検討のために正式な提案を出すまで、非公式グループが小委員会に作業の進捗状況を報告し続けることを合意した。

#### 4. 1.4S 火薬類の分類に関する追加試験、国連試験シリーズ 7 のレビューおよび爆発可能性のある化学物質のスクリーニングテストの改善

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.40 (Secretariat) (items 2.1 (d) and (f))

15. TDG 小委員会の副議長は、試験および判定基準マニュアルにおけるいくつかの試験について多くの修正がなされたことを小委員会に報告した。彼は、この修正は GHS 文書の修正には直接結びつかないものの、マニュアルに記載されている試験は GHS による物理化学的危険性の分類に使用されているので、間接的に影響があると述べた。彼は小委員会のメンバーは TDG 小委員会で採択された試験および判定基準マニュアルの修正についてフォローするよう促した。

16. 小委員会は、試験シリーズ 7 に関する非公式グループの作業および爆発性を有する化学物質のスクリーニングテストに関する作業の進行状況を確認した。

#### 5. 硝酸アンモニウム乳濁液の分類

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.12 (United Kingdom)  
UN/SCEGHS/15/INF.40 (Secretariat) (item 2.1 (c))

17. 小委員会は、INF40 の TDG 小委員会から提出された 2.1 章、図 2.1.4 への修正を基本的に合意し、次回の会合に正式文書として提出するよう事務局に依頼した。

#### 6. 化学的に不安定なガス

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.41 (Germany)

18. ドイツの専門家は、化学的に不安定なガスの分類に関する非公式グループの作業の進捗状況について報告し、必要であれば第 4 回会合が第 34 回 TDG 小委員会と平行して開催されるであろうと述べた。

### B. 健康有害性

#### 1. 特定標的臓器毒性（単回暴露）区分 3 の修正

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/3 (Germany)  
非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.19 (Australia)  
UN/SCEGHS/15/INF.43 (Australia, Germany, United States of America)

19. 判定論理 3.8.1 および 3.8.2 の修正提案は大方支持された。しかし提案された文章は、区分 1 や区分 2 に分類されるべき一時的ではないさらに重篤な呼吸器系への影響や中枢神経系への影響を考慮に入れた改善が可能と思われた。

20. 危険有害性情報の修正提案に関して、EC 代表が、法規制では“or”は“and/or”を意味しており、もしこれが当該危険有害性区分を特定することになると、誤った解釈を避けるために GHS 文書の全てを見直さなければならなくなるので、修正は適当ではないかも知れないと述べた。

21. 小委員会は、ST/SG/AC.10/C.4/2008/3 で提案されているものを多少変更し、最終的に判定論理 3.8.1 および 3.8.2 の修正を承認した（附属書 1 を参照）。区分 3 の危険有害性情報の修正案（訳者注：麻酔作用および気道刺激性の両方が起きることも考慮して“and”も入れるという案）は採用されなかった。

## 2. 表 3.1.2、注記 1 の修正

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/4 (Germany)

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.42 (United States of America)

22. 混合物の急性毒性を計算するための急性毒性点推定変換値 (cAT<sub>pe</sub>) の使用が混合物全体を過大評価する（例えば、区分 2 の成分のみからなる混合物を区分 1 に分類することがある）というドイツの専門家の意見は、何人かの専門家に理解された。

23. 他の専門家は、これらの値は多くの混合物に対しては十分であるという意見であり、最も毒性の強い区分に対しては毒性を過小評価しないように慎重に値が決められているとも述べた。

24. しかし、ドイツの専門家が指摘した過大評価の問題は解決する必要があると認識され、小委員会は 3.1.3.3 (c) として説明文を加えることで合意した（附属書 1 参照）。

## 3. 水との接触で有害なガスを発生する化学物質および混合物の分類判定基準

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/10 (France)

25. 幾つかの意見交換の後、小委員会は分類判定基準策定に関する作業はまず試験 N.5（試験および判定基準マニュアル第 3 部 33.4.1.4 参照）の改善に集中すべきであると合意した。この試験は毒性を評価するパラメータの一つとしてガス発生速度を用いるものである。小委員会はこの作業を TDG 小委員会に委任することとした。

26. さらに、小委員会は、試験 N.5 が完結した段階で、これら化学物質や混合物の分類に関する問題について検討すると決めた。

#### 4. 3.10 の修正

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/11 (IPIECA)

27. 小委員会は、粉状の化学物質がヒトでの証拠に基づいて分類されうるように多少変更し、提案された文書を採択した（附属書 1 参照、）

#### 5. GHS 表 3.8.1、3.9.1 および 3.9.2 の修正

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/12 (Secretariat)

ST/SG/AC.10/C.4/2008/13 (Germany)

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.4 (Germany)

28. 小委員会は、事務局からの修正（変更なし）とドイツの専門家からの修正（多少変更）を採択した（附属書 2 参照）。これらの修正は GHS 改訂版の正誤表に含まれることになる。

#### 6. 3.2 章（皮膚腐食性/刺激性）および 3.3 章（重篤な眼損傷性/眼刺激性）に関する問題

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.5 (Germany, European Commission)

29. 多く専門家は文書がわかりやすく改善されると感じており、3.2 章および 3.3 章における編集上の見直しには一般的な支持が得られた。編集上の見直しは分類判定基準の変更にはつながらないことが確認された。

30. 文書において指摘された幾つかの問題は、実施に関する非公式作業グループの作業範囲にあることから、小委員会ではこれらの検討をグループに委ねることを合意した。これに関し、作業の優先順位の検討および合意が次回会合で行われるであろう。

#### 7. 感作性の強弱

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.13 (OECD)

UN/SCEGHS/15/INF.14 (OECD)

31. 小委員会は、データが十分にありしかも所管官庁が必要としている場合には、3.4 章の判定基準に皮膚感作性および呼吸器感作性の細区分を入れるという改訂案を原則的に了解した。

32. 一人の専門家が 3.4.2.2.1.4 および 3.4.2.2.1.5 に編集上の修正が必要であると指摘した。小委員会はこの修正案に合意した。

33. 事務局は OECD 提案（合意された変更を含む）を次回会合で最終的に採択するための検討文書として用意するよう促された。

### C. 環境有害性

## 1. オゾン層破壊物質の分類と表示

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/1 (OECD)

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.33 (OECD)

34. 小委員会はオゾン層破壊物質の分類と表示の判定基準を採択した（附属書 1 参照）。

35. INF.33 に含まれる関連した注意書き、コード、他の関係する修正は原則的に承認された。事務局は OECD 提案を次回会合で最終的に採択するための検討文書として用意するように促された。

## 2. 水生媒体中の金属および金属化合物の変化/溶解（変化/溶解プロトコール）

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.3 (OECD)

UN/SCEGHS/15/INF.21 (OECD)

UN/SCEGHS/15/INF.22 (OECD)

36. 小委員会は、INF.21 附属書 2 に記載されている変化/溶解プロトコール（TD/P）ガイダンスにおけるリングテストおよび統計的分析、ガイダンスの適用に関する検討、さらなる統計的分析を確認した。

37. 小委員会は、基本的に 4.1.2.11.2（INF.22 参照）および GHS 附属書 10（INF.21 附属書 1 参照）への修正案を了解した。

38. 事務局は GHS 文書の修正案を次回会合で最終的に採択するための検討文書として用意するように促された。

## 3. 多成分物質の生分解性判定基準

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.35 (CEFIC and AISE)

39. ある条件下では全ての多成分物質が 4.1.2.10.3 で規定される生分解開始後 10 日以内の生分解性を満たさなくても良いとする提案に対する支持はなかった。これは同じような生分解性を示す相同体や異性体の混合物からなる界面活性剤に対する試験評価と同様の考え方である。

40. ある専門家は、4.1.2.10.3 (c)ですでに例外規定が含まれているので、更に一般的な例外規定を設ける必要はないと考えた。

41. 他の専門家は、界面活性剤の生分解性評価に用いる試験を多成分物質に適用するのは科学的に適切ではないと発言した。INF.35 脚注 6 に記載されている OECD ガイドラインからの抜粋でも示されているように、多成分物質に対する試験の適正に関する評価はケースバイケースで行われるべきであるとも述べられた。



42. 最終的に、提案が遅れて出てきたので大方の専門家は必要な国内協議ができない事が指摘され、小委員会は CEFIC および AISE の代表に、コメントを考慮に入れた上で、次回会合に新たに提案を出す必要があるかどうか検討するよう促した。

#### 4. 土壌環境有害性

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.28 (OECD)  
UN/SCEGHS/15/INF.29 (OECD)  
UN/SCEGHS/15/INF.37 (ICMM)  
UN/SCEGHS/15/INF.38 (Crop Life International)  
UN/SCEGHS/15/INF.39 (Australia, Austria, Slovenia, Spain)

43. 小委員会は、土壌環境有害性に関する作業報告を確認し、OECD が小委員会による要請を十分に果たしたことを確認した。

44. 土壌環境に有害な化学物質や混合物に対する分類および表示の調和システム策定に関する更なる作業の重用性については保留し、コスト-ベネフィットの分析が行われるまで、やるべきではないと考える専門家がいた。また分類と表示の判定基準が検討されれば、コスト-ベネフィットのより正確な評価が出来るであろうと考える専門家もいた。

45. 判定基準策定の検討に関して、土壌環境における化学物質や混合物の影響評価に関するデータや試験の欠如が指摘された。しかし、ある専門家はこのギャップを理由に土壌環境の判定基準策定の作業を止めてはいけないと述べた。水生環境には低い毒性を示す幾つかの化学物質（殺虫剤など）が土壌環境には高い毒性を持つ場合があることは経験的に知られているが、判定基準により化学物質や混合物の土壌に対する有害性を評価するために水生環境有害性のデータが使用されている現状が変わるであろうと考えた。別の専門家は試験の可能性について、OECD のテストガイドラインがあると述べた。

46. 他の専門家は、土壌環境有害性について十分な分類判定基準が策定されなければ、不完全な判定基準のシステムを受け入れることになるかと述べた。

47. この問題に関するさまざまな意見を考慮し、この問題の作業を継続することに関心を示す全ての専門家は、次会合までに検討のための詳細な行動計画を提出するよう促された。

#### D. その他

##### 1. 附属書 1, 2 および 3 の改訂

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.26 (United Kingdom)  
UN/SCEGHS/15/INF.9 (CEFIC)

48. 英国の専門家は、附属書 1, 2 および 3 の改訂および危険有害性情報と注意書きの調和についての作業状況を報告し、提案されている作業について専門家のコメントを歓迎した。

49. ある専門家は物理化学的な危険性の危険有害性情報が統一されていないことを見出し、徹底的にチェックすべきであると発言した。

50. WHO の代表は、当初あった情報が削除されたり修正されたりすると使用者へのメッセージに意図しない影響起こりうると感じており、注意書きの簡易化への提案に関心があると発言した。彼女はコレスポネンスグループや他の健康分野の専門家との密な協力での作業を歓迎した。

51. 最終的に、何人かの専門家はこの文書を歓迎し、他の専門家は詳細についてコメントするまえに関係者と協議するための時間が必要であろうとした。

52. 小委員会は、英国の専門家が受け取ったコメントを考慮して文書を改訂するよう促した。

#### IV. 危険有害性情報の伝達 (議題 3)

##### A. 非常に小さい包装のラベル

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/7 (CEFIC)

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.34 (Canada)  
UN/SCEGHS/15/INF.44 (CEFIC)

53. CEFIC の代表は、非常に小さい包装のラベルに関する非公式コレスポネンスグループの作業状況について報告し、幾人かの専門家から寄せられたコメントに言及した。彼女はグループが二つの主たる課題（非常に小さい包装のラベルに関する一般的な原則および用語）に取り組んでいると述べた。

54. 彼女は、非常に小さな容器のラベルに関する一般原則に関する新しい文言の提案を含んだ文書を、次回会合に提出すると発言した。

55. 彼女はまた、非常に小さい包装のラベルに関する一般的な原則の適用についてのガイダンスを作成するつもりであり、グループではこの課題を次期 2 年間の作業プログラムに含めるよう小委員会に要請するであろうと述べた。

##### B. 1.4S 爆発物の絵表示に関する修正案

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.40 (Secretariat) (item 2.3 (a))

56. SAAMI の代表は提案 (see ST/SG/AC.10/C.4/26, paragraph 18) を取下げると小委員会に告げた。

#### V. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの策定 (議題 4)

##### A. 特定の石油物質中の未知あるいは多様な成分、複雑な反応物あるいは生物学的物質 (UVCBs) に対する GHS 判定基準の適用

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.10 (IPIECA)

57. IPIECA の代表は INF.10 の附属書に含まれるガイダンス案を検討するように小委員会の専門家に促し、次回会合の前に二つのウェブキャストを開き、受け取ったコメントの検討を容易にすると告げた。彼女はまた IPIECA は 12 月の会合に修正したガイダンス案を提出するつもりであると述べた。

## B. 混合物の分類に関するコレスポネンスグループの作業

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.27 (United States of America)

58. 米国の専門家は混合物の分類に関するコレスポネンスグループが第 14 回小委員会以降に行った作業について情報提供した。

59. 彼女はグループの勧告は 4 つのカテゴリーに分かれると説明した：GHS 文書の編集上の修正提案；特別な混合物の分類例の作成；実施に関するワーキンググループに委せる課題；その他の行動を要しない課題。

60. 小委員会は、コレスポネンスグループが次回会合で、作成した例の承認および GHS 文書を明確にするための修正の採択を要請する文書を提出するであろうことを確認した。

61. ドイツの専門家は危険物輸送規則に関わる危険有害性の判定基準の解釈に関わるいかなる変更も TDG 小委員会に知らされなければならないと指摘した。

## VI. GHS の実施（議題 5）

### A. 政府および機関からの報告

#### 1. IMO の SDS に関連する問題の検討

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/2 (IMO)

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.17 (IPIECA)

62. SDS に記載されるべき情報に関する GHS の要求が、関係する全ての分野の必要事項を満足しているかどうかという疑問に関して、最低限の情報項目は含まれており、関係する全ての分野で使用できるというのが GHS の危険有害性情報伝達目標の一つであるという一般的な合意があった。しかし、いくつかの分野では関連する作業に対して新たな項目を含める必要があるかも知れない事が認識された。

63. 何人かの専門家は、特定の分野に関連した特別な配慮が、最低限の項目に関する調和されたリストとは別に、なされなければならないと述べた。

64. 小委員会は、この問題は更なる検討が必要であることを確認した。

## 2. 実施に関する最新情報

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.18 (Argentina)  
UN/SCEGHS/15/INF.23 (South Africa)  
UN/SCEGHS/15/INF.24 (European Commission)  
UN/SCEGHS/15/INF.36 (Brazil)

### アルゼンチン、南アフリカおよびブラジル

65. アルゼンチン、南アフリカおよびブラジルの専門家は GHS 実施状況に関する最新情報を提供した。この情報には GHS 判定基準の適用に関する国の法規や基準とともに国や地域レベルでのトレーニング、キャパシティビルディング活動、ワークショップの開催や参加などが含まれた。

### 欧州委員会 (EC)

66. 小委員会は、GHS<sup>1</sup>実施の規則が欧州連合の法律として採択されるのが 2008 年末になるであろうことを確認した。また、規則は移行期間内での化学物質や混合物の再分類を認めているが、供給者は新しい規則の施行初日（すなわち欧州連合の公式雑誌に掲載されてから 20 日目）から適用してもよいことも確認された。

67. EC 代表は、欧州連合で関心を持つ問題であることから、非常に小さい包装のラベル規定の策定や危険有害性情報および注意書きの合理化に関する非公式作業グループの作業に対して礼を述べた。この点に関し、彼女は、欧州連合の法律に取り入れられうる調和された解決策を得るために、どのような小委員会の努力でも歓迎すると述べた。

68. ドイツの専門家は、施行される規則に関し、欧州連合は輸送、供給および使用の分野で GHS を実施する世界で最初の地域になるであろうと述べた。

69. 輸送における GHS の実施に関して、彼は、2009 年 1 月 1 日から始まる 2009 年版 RID/ADR/AND（鉄道、道路および内陸水路の危険物輸送）に含まれる新しい指令<sup>2</sup>の規定が 2008 年 6 月 19 日に採択され、2008 年後半期には公式雑誌に掲載されるであろうと述べた。彼はまた、関連した GHS 分類判定基準は危険物の国際海上輸送および航空輸送に関する IMDG コード（International Maritime Dangerous Goods Code）および ICAO 技術指針でも考慮されていると述べた。

### B. 他の実施に関する課題

---

<sup>1</sup> *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on classification, labelling and packaging of substances and mixtures, and amending Directive 67/548/EEC and Regulation (EC) No 1907/2006.*

<sup>2</sup> *Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the inland transport of dangerous goods COM(2006)852 final (COD/2006/0278).*

## 1. 実施の移行期間

70. タイの専門家が、世界中で GHS 実施の時期が異なるような状況で、他の国々と規則を一致されるためにタイで何時 GHS を実施するべきかという判断は困難である、という問題提起をした。

71. 何人かの専門家は、分類と表示の調和が無い現状では、会社は異なる国々の異なるあるいは時には矛盾した化学品の分類や表示に適用される要求を遵守しなければならないということから、この考えを支持しなかった。彼らは GHS の実施が将来的にこの状況を変えることに役立つであろうと考えた。

72. GHS は分類と表示の調和を重点的に行っているにもかかわらず、GHS が完全に実施されるまでは、実施の時間的なずれや移行期間によってある期間不調和が生み出されるであろう事が、何人かの専門家によって指摘された。

73. GHS 実施時期や移行期間は尊重され、UNECE 事務局に知らされなければならないことも指摘された。この情報は事務局により UNECE ウェブに公開されるであろう。

## 2. 実施に関する非公式ワーキンググループ

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.25 (Australia)  
UN/SCEGHS/15/ INF.40 (Secretariat) (item 2.2 (a))

74. TDG 小委員会は、第 14 回小委員会で承認された非公式ワーキンググループの暫定的委任事項 (ST/SG/AC.10/C.4/28, 附属書 2 参照) を承認したという報告を受けた。

75. 小委員会は実施に関する非公式ワーキンググループが輸送に関連すると判断した問題は TDG 小委員会に委ねることを確認した。同様に、非公式ワーキンググループが判断しテクニカルフォーカルポイントや他の非公式ワーキンググループ（例えば混合物の分類に関する非公式ワーキンググループ）に、次期 2 年間の彼らの作業が中断しない限りにおいて、委ねる問題もありうる事を確認した。

76. 非公式ワーキンググループの作業への NGO 参加に関する TDG 小委員会の勧告に関し、小委員会は、INF.25、15 (b) に示されているように、この問題が非公式ワーキンググループによりすでに解決されていることを満足し確認した。

77. 最終的に小委員会は INF.25、15 で提案されているように作業を進めることで合意した。

78. オーストラリアの専門家は 2008 年 7 月 11 日（金）第 15 回会合終了後に非公式ワーキンググループの会議が予定されていると小委員会に報告した。

### 3. 国連危険物輸送モデル規則クラス 8 への腐食性に関する GHS 判定基準の導入

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.40 (Secretariat) (item 2.2 (b))

79. 小委員会は、TDG 小委員会がクラス 8 物質の判定基準と腐食性に関する GHS 判定基準をさらに調和させる可能性について検討を始めたことを歓迎し確認した。

80. 輸送の目的のための混合物と溶液の適当な記述に関する規定を作るための非公式ワーキンググループが最近設置された事が特に注目された。

81. ドイツの専門家はこのように輸送規則と GHS の調和が多くなることを歓迎し、将来的に他の危険有害性クラス（例えば急性毒性）もカバーすべきであろうと述べた。

### 4. 国連危険物輸送モデル規則の“in vitro”皮膚腐食性試験の参照文献

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/8 (Secretariat)

82. 小委員会は、OECD テストガイドライン 435、430 および 431 に記載されている“in vitro”皮膚腐食性試験が、OECD テストガイドライン 404 の“in vivo”試験の代替として使用しうることを確認し、TDG 小委員会が第 32 回会合で暫定的に採択した国連危険物輸送モデル規則 2.8.2.4 の変更（ST/SG/AC.10/C.3/64, 26-28 および付属書 1）は適正であることを確認した。

### 5. 分類リストの作成 Development of lists of classification

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.32 (UNITAR)

83. 小委員会は、UNITAR からの GHS に基づいた化学品の分類結果の多様性に関する情報提供を歓迎し、この問題は近い将来検討しなければならないであろうと考えた。

84. 小委員会は実施に関する非公式ワーキンググループに、解決すべき問題の優先順位を決める際に、この問題も検討するように要請した。

## VII. キャパシティビルディング（議題 6）

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.16 (UNITAR)  
UN/SCEGHS/15/INF.40 (Secretariat) (item 2.2 (c))

85. UNITAR の代表は、小委員会にパイロットカントリーでの GHS 実施に関する次のような最新情報を提供した：カンボジアおよびラオスでの GHS を導入するための意識向上ワークショップや法規の策定；インドネシア、ナイジェリア、フィリピン、タイ、ガンビアでの国家 GHS 実施戦略の完成；ウルグアイ、ジャマイカ、ベトナムでの GHS キャパシティビルディングプロジェクトの進行および開始。

86. 彼女は西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) における地域ワークショップが 2008 年 5 月にナイジェリアで開催されたことを報告した。 (“Regional Workshop on chemical hazard communication and GHS implementation for countries of ECOWAS”).

87. トレーニング教材について、UNITAR は “Introduction to the GHS” コースの最新版を試験的に使用するつもりであり、“Classifying chemicals according to the GHS and GHS labels and SDSs” コースは作業を継続している、とも述べた。

88. 小委員会は、TDG 小委員会と UNITAR が第 33 回 TDG 小委員会で GHS トレーニング教材の開発に関して意見を交換したことを確認した。小委員会は、GHS 実施は国連危険物輸送モデル規則の分類と表示規定および関連諸則の実施も意味していることを確認し、UNITAR の代表に必要と考えられる輸送分野の GHS 実施に関係した全ての事項を TDG 小委員会にフィードバックするように要請した。

89. ブラジルの専門家は発展途上および経済移行国にとって UNITAR の作業は重要であると感謝した。

90. ジャマイカのオブザーバーは、GHS キャパシティビルディング活動に対する支援に関し、UNITAR とファンド支援者に対し感謝の意を表し、カリブ地域での GHS 実施に関する進捗状況を小委員会に報告し続けると付け加えた。

91. UNITAR の代表は、GHS 実施およびキャパシティビルディングに関する活動の成就是寄付ファンドに依存していることを想起させ、各国、各機関は GHS 関連活動に対する UNITAR の財政的な支援を検討するよう要請した。

## VIII. その他 (議題 7)

### A. 小委員会のメンバー

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.6 (Secretariat)

92. 小委員会は、ナイジェリアの小委員会へのメンバー登録が 2008 年の組織会合で ECOSOC に承認されたことを歓迎し確認した。

### B. 諮問機関登録

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.7 (Secretariat)  
UN/SCEGHS/15/INF.8 (Secretariat)  
UN/SCEGHS/15/INF.11 (Secretariat)

93. 小委員会は、TDG 小委員会での決定を支持し、USFCC (US Fuel Cell Council) および IFA (International Fireworks Association) の諮問機関としての登録を承認したが、BFA (British Fireworks Association) の要請は却下した。

### C. 第 17 回化学品の分類調和に関するタスクフォース会議の報告書案

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.15 (OECD)

94. 小委員会は、2008年4月24日から25日にパリで開催されたOECD第17回化学品の分類調和に関するタスクフォース会議の報告書案を確認した。

95. OECDの代表は、小委員会が次期2年間にOECDが関連するプログラムに含まれる作業を2009年のタスクフォースで承認するという必要がなさそうなので、2009年のタスクフォースはこれまでのところ予定されていないと発言した。

#### **D. Documenting changes in the GHS**

非公式文書: UN/SCEGHS/15/INF.30 (United States of America)  
UN/SCEGHS/15/INF.31 (Secretariat)

96. 小委員会は、GHSの変更に関する文書化の重要性を認識し、INF.31に記載されている表1.5.1への変更を確認し、また事務局による作業に深く感謝した。これらの変更に関して更なる正誤表を出す必要はないと合意した。

#### **IX. 報告書の採択 (議題 8)**

97. 小委員会は、事務局が作成した案に基づく第15回会合の報告および付属書を採択した。



## 付属書 1

### GHS 改訂 2 版の修正案

## 第 2 部

### 2.6 章

2.6.2 注記 2, after "more than 35 °C " の後に "and not more than 60 °C" を挿入する.

*(Ref. Doc.: ST/SG/AC.10/C.4/2008/5 as amended)*

## 第 3 部

### 3.1 章

3.1.3.3 次の新しいパラグラフを挿入する:

"(c) If the converted acute toxicity point estimates for all ingredients of a mixture are within the same category, then the mixture should be classified in that category."

*(Ref. Doc.: UN/SCEGHS/15/INF.42 as amended)*

### 3.8 章

ST/SG/AC.10/C.4/2008/3 の提案にしたがって、以下のように修正する:

3.8.5.1 判定論理 3.8.1, 区分 3 最後の箱, 最初の文章を以下のように修正する:

"Following single exposure,

Can the substance or mixture produce transient narcotic effects or respiratory tract irritation or both?<sup>1</sup> "

以下のような新しい脚注を挿入 1:

<sup>1</sup> *Classification in Category 3 would only occur when classification into Category 1 or Category 2 (based on more severe respiratory effects or narcotic effects that are not transient) is not warranted. See 3.8.2.2.1 (e) (respiratory effects) and 3.8.2.2.2 (b) (narcotic effects).*"

脚注の番号を変更する.

*(Ref. Doc.: UN/SCEGHS/15/INF.19, as amended by UN/SCEGHS/15/INF.43)*

## 3.10 章

3.10.1.6.4 以下のように修正する:

"3.10.1.6.4 Although the definition of aspiration in 3.10.1.2 includes the entry of solids into the respiratory system, classification according to (b) in table 3.10.1 for Category 1 or for Category 2 is intended to apply to liquid substances and mixtures only."

3.10.1.6.4 を 3.10.1.6.5 にする.

*(Ref. doc: ST/SG/AC.10/C.4/2008/11 as amended)*

### 第 4 部

ST/SG/AC.10/C.4/2008/1 の提案にしたがって修正する, 修正なく採用された.

### 付属書 1 and 2

ST/SG/AC.10/C.4/2008/1 の提案にしたがって修正する, 修正なく採用された.

## 付属書 2

### GHS 改訂 2 版の訂正

#### 第 3 部

##### 3.8 章

表 3.8.1:

- “units”の項, “Inhalation (rat) gas” に関し “ppm” を “ppmV/4h” に変更する  
“Inhalation (rat) vapour” に関し, “mg/l” を “mg/l/4h” に変更する
- 区分 2 のガイダンス値, for “Inhalation (rat) gas” に関し, “ $5000 \geq C > 2500$ ” を “ $20000 \geq C > 2500$ ” に変更する

(Ref. docs: ST/SG/AC.10/C.4/2008/12 and ST/SG/AC.10/C.4/2008/13)

##### 3.9 章

表 3.9.1:

- “units” の項, “Inhalation (rat) gas” に関し “ppm/6h/d” を “ppmV/6h/d” に変更する
- “Guidance values (dose/concentration)” の項, それぞれの数値 (10 to 0.02)の前に “ $\leq$ ” を挿入する

(Ref. Doc.: ST/SG/AC.10/C.4/2008/13)

表 3.9.2:

- “units” の項, “Inhalation (rat) gas” に関し “ppm/6h/d” を “ppmV/6h/d” に変更する
- 最後の欄を以下のように変更する:

Guidance value range (dose/concentration)
$10 < C \leq 100$
$20 < C \leq 200$
$50 < C \leq 250$
$0.2 < C \leq 1.0$
$0.02 < C \leq 0.2$

(Ref. Doc.: ST/SG/AC.10/C.4/2008/13 as amended by UN/SCEGHS/15/INF.4)

-----

## 第16回国連経済社会理事会 GHS 専門家小委員会 報告書

日時：2008年12月10日～12日（午前）

場所：国連欧州本部（ジュネーブ）

### 項 目

	段落	頁
I. 参加者 .....	1-6	3
II. 議事次第の承認 (議題 1).....	7	3
III. 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)の 改訂作業 (議題 2).....	8-36	4
A. 一般事項 .....	8-10	4
B. 物理化学的危険性 .....	11-22	4
C. 健康有害性 .....	23-25	6
D. 環境有害性 .....	26-29	7
E. その他 .....	30-36	7
IV. 危険有害性情報の伝達 (議題 3).....	37-50	8
A. 付属書 1, 2 および 3の改訂：連結危険有害性情報および 注意書き .....	37-38	8
B. 非常に小さな包装のラベル .....	39	9
C. IMOからのバラ積み、液体およびガスに関連したSDS問 題の検討 .....	40-44	9
D. 水生環境有害性のシンボル .....	45-47	9
E. 危険有害性シンボル：ISO 7010 と GHSの調和 .....	48-50	10
V. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発(議題 4).....	51-53	10
A. 混合物の分類 .....	51-52	10
B. 特定の石油物質に含まれる未知あるいは変化しやすい成 分、複合反応物質あるいは生物由来物質(UVCBs)への GHSの適用 .....	53	10
VI. GHS の実施 (議題 5).....	54-73	11
A. 政府あるいは機関からの報告 .....	54-65	11
B. 他の国際機関との協力 .....	66-68	13
C. 他の実施に関する問題 .....	69-73	13
VII. 管理能力強化(CAPACITY BUILDING) (議題 6).....	74-77	14
VIII. 2009-2010 の作業計画(議題 7) .....	78-84	15
A. 土壌環境有害性 .....	78-79	15
B. 石油物質への GHS 適用ガイダンス.....	80-82	15